

一般社団法人日本ロボット学会 優秀学生賞規程

2019年7月18日理事会制定

2020年8月13日理事会改定

(本規程の目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程第5条に基づき、優秀学生賞の目的および選考の手続きを定めるものである。

(表彰の目的)

第2条 優秀学生賞(英文名: **Excellent Student Award**)は、ロボット学への志を持った学生に対して、学問を奨励するために、学業成績が優秀で卒業見込みの大学学部生、高等専門学校生に対して贈呈する。

(受賞者の数)

第3条 広くロボット学に関する研究を行っている大学の「学科」および高等専門学校の「専攻科」に対して推薦者5名につき1名の学生を原則とする。もし、1つの大学において複数の「学科」でロボット学の研究を行っていれば、それぞれの「学科」に対して原則1名ずつの学生が受賞する。高等専門学校の「専攻科」についても同様とする。

2 学科内に設置されている「群、分野、コース」など、学科長相当の役職者(所属長)が統括する組織についても、学科相当として同様に扱う。

(選考の対象)

第4条 学業成績が優秀で卒業見込みの大学の学部生および高等専門学校専攻科の学生。

(受賞者の資格)

第5条 本賞の申請時において本学会会員であること。

(賞の内容)

第6条 優秀学生賞は賞状により本学会長名で授与する。

(贈呈の発表)

第7条 前条の贈呈は、本学会事務局より、対象大学の対象学科長に賞状を送付することにより行い、受賞者の大学・学科名、および氏名を本学会のWebページで発表する。

(推薦者の条件)

第8条 専任の教員で本学会正会員が推薦者となる。1学科に対して、1名の優秀学生を推薦するにあたり、5名ずつの推薦者を必要とする。

2 1学科で推薦者が5名に満たない場合にのみ、複数の学科で5名になる学科合同を1つの単位として1名の受賞者を推薦できる。

3 1名の専任教員が複数の学科の受賞者を推薦することはできない。

(推薦方法)

第9条 9月～12月に本学会事務局から本賞に関する告知を行う。本学会指定のWeb推薦フォームに大学名、学科名、学生氏名、推薦理由、学科長氏名と5名の推薦人の氏名、会員番号を書き入れ本学会に送信する。また、本Webフォームを印刷し、対象学科の学科長印を押印した後、本学会に郵送する。

(推薦基準)

第10条 優秀学生賞の選定にあたり、下記基準を満たすことを求める。

- (1) 対象学生が卒業見込みの学部生であり、本学会会員であること。
- (2) 対象学生が学業優秀で、広くロボット学の研究を行っており、それに相応しい推薦の文言があること。
- (3) 第8条に定める推薦者が5名いること。
- (4) 第9条に定める学科長印が押印された書類があること。

(審査方法)

第 11 条 本学会事務局が、大学から送付された推薦書類を受領し、第 10 条に定める推薦基準を満たしていることを確認し、審査とする。

(受賞者の決定)

第 12 条 第 11 条に定める審査で推薦基準を満たしていることを確認できた学生を、理事会の議決により受賞者として決定する。

(結果の報告)

第 13 条 本学会事務局は、第 12 条に定める理事会において受賞を決定された学生が所属する学科長宛てに、表彰状を送付して結果を報告する。

(経緯の非公開)

第 14 条 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および事務局員その他の関係者は、この趣旨を尊重しなければならない。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、企画・広報理事、表彰委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2019年9月1日より実施する。
2. 本規程は2020年8月13日から改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会優秀学生賞規程」の正文であることを確認する。

2020年8月13日

署名

印